

(頭書)

業務委託契約書（単価契約）

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 委託業務名 | 令和7年度（後期）固定資産税課税業務等における
労働者派遣に関する基本契約 |
| 2 | 履行場所 | 個別契約書のとおり |
| 3 | 契約期間 | 令和 7 年 月 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで |
| 4 | 業務内容及び予定数量 | 仕様書及び別表第1のとおり |
| 5 | 契約単価 | 別表第1のとおり |

- 6 契約の保証
(該当するものに☑)

発注者が指定する契約の保証

☐ (1) 金錢的保証 ☐ (2) 保証人方式 ☒ (3) 免除

受注者が選択する金銭的保証の種類

※上記(1)が指定された場合に以下のいずれかを選択

☐ 契約保証金 ☐ 有価証券（利付国債又は地方債）

☐ 金融機関の保証 ☐ 履行保証保険

- 7 個人情報又は情報資産の取扱い ☒ あり ☐ なし
(該当するものに☒)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高 島 宗 一 郎

印

受注者 所 在 地

商号又は名称

代表者役職氏名

印

(別表第1)

番号	委 託 内 容	予定数量	単位	契約単価	うち取引に係る 消費税及び 地方消費税の額	特記事項
1	労働時間内派遣費					
	固定資産税課税業務等	15,543.00	時間			
2	労働時間外派遣費					
	固定資産税課税業務等	620.00	時間			
3	労働時間休日派遣費					
	固定資産税課税業務等	252.00	時間			

(注) 支払時の円未満の端数処理は最後の合計時に行う。すなわち、契約単価に委託内容ごとの精算期間中の実績数量を乗じて得た額の合計(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)が支払金額となる。

(別表第2)

区分	精算期間
9月分	令和 7 年 9 月 1 日 ~ 令和 7 年 9 月 末 日
10月分	令和 7 年 10 月 1 日 ~ 令和 7 年 10 月 末 日
11月分	令和 7 年 11 月 1 日 ~ 令和 7 年 11 月 末 日
12月分	令和 7 年 12 月 1 日 ~ 令和 7 年 12 月 末 日
1月分	令和 8 年 1 月 1 日 ~ 令和 8 年 1 月 末 日
2月分	令和 8 年 2 月 1 日 ~ 令和 8 年 2 月 末 日
3月分	令和 8 年 3 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 末 日

(総則)

- 第1条 発注者 福岡市（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書及び別に特約条項がある場合はこれを含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（仕様書及び別に図面、仕様書等に対する質問回答書その他関係書類がある場合はこれらを含めた書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、頭書記載の業務（以下「業務」という。）を頭書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）の間実施し、これを完了させるものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、業務に関することについて、必要に応じて乙又は乙の業務遂行責任者と協議又は調整を行うことができる。
- 4 乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の協議又は調整がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 乙は、この契約により知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(業務委託料の算出方法等)

- 第1条の2 業務委託料は、別表第2に定める期間（以下「精算期間」という。）ごとに、乙が履行した業務の実績数量に応じて算出するものとする。
- 2 精算期間ごとの業務委託料は、別表第1に定める業務の区分に応じて定められた契約単価に、乙が精算期間中に履行したそれぞれの業務の実績数量を乗じて得た額とする。
- 3 別表第1記載の予定数量（以下「予定数量」という。）は、甲があらかじめ想定した予定量であって、甲の都合により増減することがある。

(請求等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める請求、催告、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った

請求等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。

- 3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(甲が金銭的保証を指定した場合における契約の保証)

第3条 甲が頭書に定めるところによりこの契約の保証として金銭的保証を指定した場合においては、乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

- 2 乙が、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金の納付に代わる担保の提供とみなす。

(1) 契約保証金に代わる担保となる国債又は地方債の提供

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する甲が確実に認める金融機関の保証

- 3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙がこの契約と同時に、この契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 前3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第7項において「保証の額」という。)は、契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計(以下「予定総額」という。)の100分の10以上としなければならない。

- 5 乙は、第3項に規定する履行保証保険契約を締結した場合においては、当該契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- 6 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

- 7 契約単価又は予定数量の変更があつた場合には、保証の額が変更後の契約単価にそれぞれの変更後の予定数量を乗じて得た額の合計(以下「変更後の予定総額」という。)の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(甲が保証人方式を指定した場合における契約の保証)

第3条の2 甲が頭書に定めるところによりこの契約の保証として保証人方式を指定した場合において、乙が第23条各号又は第24条各号のいずれかに該当するときは、甲は、保証人に対し業務を履行すべきことを請求することができる。

- 2 保証人は、前項の請求があつたときは、第12条第1項の規定にかかわらず、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。

(派遣業務内容等に関する合意)

第4条 派遣労働者の従事すべき業務(以下「派遣業務」という。)の内容、就業場所、甲において派遣労働者を指揮命令する者その他労働者派遣の実施に関し必要な細目については、仕様書及び別途合意による労働者派遣個別契約によるものとする。

- 2 労働者派遣個別契約の締結に際しては、甲の求める派遣業務内容、派遣業務遂行に必要な知識、技術、経験の水準その他の就業条件について甲乙協議するものとする。
- 3 甲は、労働者派遣個別契約の締結に際し派遣労働者の性別、年齢を指定してはならないほか、事前面接や履歴書の送付その他派遣労働者を特定する目的の行為を行なわないものとする。
- 4 甲は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。）第40条の2第1項各号に掲げる派遣業務以外の派遣業務についての労働者派遣契約締結に際しては、これに先立ち当該派遣業務に係る役務の提供が開始される日以後当該派遣業務について同条第2項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。
- 5 乙は、前項の通知がない場合は当該派遣業務についての労働者派遣個別契約の締結をしないものとする。

（就業の確保）

- 第5条 乙は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、労働者派遣契約の遂行に支障を生じ若しくは甲の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、労働者の派遣の実施に際し、派遣労働者について傷病その他の理由により欠務を生じる場合は、甲乙協議のうえ代替の派遣労働者の派遣等、適切な措置を講じなければならない。
 - 3 甲は、派遣労働者について派遣業務遂行上著しく不相当と客観的に認めるに足る相当の理由があるときは、その理由を示して乙にその交代を求めることができる。
 - 4 乙は、前項の規定による要求があったときは、要求を受けた日から10日以内に、当該派遣労働者の交代を行うなど必要な措置をとり、その結果を甲に通知しなければならない。

（派遣先責任者）

- 第6条 甲は、派遣業務の管理を行う派遣先責任者を定め、その氏名その他必要な事項を乙に通知しなければならない。派遣先責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 派遣先責任者は、この契約の履行に関し、派遣業務の管理及び統轄を行うほか、契約単価の変更、履行期間の変更、契約金額の支払い、第21条第1項の規定による請求、同条第2項の規定による通知の受理、同条第3項の規定による請求の受理、同条第4項の規定による決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく甲の一切の権限を行使することができる。
 - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを派遣先責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を乙に通知しなければならない。

（派遣業務指揮）

- 第7条 甲は、派遣労働者について、その者が甲において従事すべき派遣業務の遂行に関し必要な指揮命令を行うことができる。

- 2 前項の指揮命令を行う者（以下「指揮命令者」という。）は、労働者派遣個別契約において定める。
- 3 乙は、派遣労働者について、第1項の指揮命令のほか派遣労働者の就業に関し甲が行う指示に従い、また甲における職場秩序維持に努めるよう、適切な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、労働者派遣個別契約に定める就業条件等に違反して派遣労働者を使用してはならない。

（就業条件の確保）

第8条 甲は、指揮命令者等の関係者に対し労働者派遣個別契約で定められた就業条件や派遣先として講ずべき措置内容、労働基準法の適用に関する事項等を周知させる、定期的に就業場所を巡回し就業状況が労働者派遣個別契約に違反していないことを確認する、指揮命令者から就業状況の報告を受ける、指揮命令者に対し労働者派遣個別契約に違反することとなる派遣業務指示を行わないよう指導する等の措置を講ずることにより、派遣労働者の就業条件の確保に努めなければならない。

（説明助言）

第9条 甲は、派遣労働者の受入れに際し、派遣労働者が円滑的確に就業するために必要な、甲における他の労働者と派遣業務上の関係その他職場における留意事項について助言等を行うとともに、第11条に定める苦情処理の方法及び派遣労働者が利用できる福利厚生措置等がある場合はこれについての説明を行わなければならない。

（連絡体制）

第10条 甲及び乙は、互いに適正な派遣就業を確保するために必要な連絡調整を的確に行わなければならない。

（苦情処理）

第11条 甲及び乙は、派遣労働者からの苦情が生じた場合に備え、労働者派遣個別契約においてその責任者及び窓口担当者を定め、派遣労働者からの苦情の申出があった場合は互いに必要な連絡調整を行い、協力して適切迅速に苦情を処理しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第12条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲が定めるところにしたがって、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第6条の規定に基づき主務大臣の認可を受けて設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して同時に業務委託料請求債権を譲渡する場合（設計図書に譲渡を禁止する規定がある場合を除く。）は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて業務委託料請求債権の譲渡を行った場合、甲の業務委

託料の支払による弁済の効力は、福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）第40条第1項の規定に基づき、支出担当者が支出命令書を会計管理者又は区会計管理者に送付した時点（公営企業会計にあっては、当該会計の規則等に基づき支払伝票等を企業出納員に送付した時点）で生ずるものとする。

（使用の制限）

第13条 乙は、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに該当する者を契約の履行に関して使用してはならない。

（個人情報・情報資産の保護）

第14条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、この契約に基づく業務を実施するにあたっては、個人情報を適正に取り扱わなければならない、派遣労働者にその遵守を徹底させるため必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、この契約に基づく業務を実施するにあたっては、甲が所掌する情報資産（情報システム並びに情報システムの開発と運用に係るすべての情報及び情報システムで取り扱う総ての情報をいう。以下同じ。）の機密性（権限のない者への情報の提供を防止することをいう。以下同じ。）、完全性（情報資産の改ざん、破壊等による被害を防止することをいう。）、可用性（権限のある者にいつでも情報資産の利用を可能にすることをいう。）を損なうことがないように、情報資産を適正に取り扱わなければならない、派遣労働者にその遵守を徹底させるため必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、労働者を派遣するにあたり、派遣労働者に対して、法に定める責務や罰則が適用されることを周知しなければならない。
- 4 甲は、派遣労働者に対し、法に基づく個人情報の適切な取扱いや福岡市情報セキュリティに関する規則及び情報セキュリティ共通実施手順（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報資産に関するセキュリティ対策についての十分な研修を行い、その指導を徹底しなければならない。
- 5 業務が個人情報又は情報資産を取り扱うものであることが頭書に示されている場合にあっては、乙は、業務を実施するに当たって、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない、派遣労働者にその遵守を徹底させるため必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第15条 乙は、派遣業務の遂行により知り得た甲の業務に関する秘密情報（個人情報、法令又は法の定めにより守秘義務を課されている行政情報、情報システムに係るパスワード及びシステム設定情報及びそれ以外の福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条各号に規定する非公開情報の一切）について、その機密性を保持し、これを本契約

及び個別契約の履行以外の目的に使用し、複写及び複製し、又は第三者に提供してはならない。また、派遣労働者にもその遵守を徹底させなければならない。

- 2 乙は、自らの従業者に本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

(誓約書及び違約金)

第16条 甲は、乙を通じて甲あてに、派遣労働者から法及び情報セキュリティポリシーの遵守並びに前条に定める秘密の保持の履行に関する誓約書を提出させ、甲が保有する情報について、適正な取扱いと秘密の保持を確保するものとする。

- 2 乙が、前2条の義務に違反した場合には、甲は乙に対して予定契約金額の10分の2に相当する金額を違約金として請求することができる。
- 3 前2条及び本条の規定は、本契約又は個別契約終了後においても適用されるものとする。

(再委託等の制限)

第17条 乙は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び第38条第1項第1号から第9号までのいずれかに該当する者に業務の一部を委任し、若しくは請け負わせ、又は当該者から資材、原材料等を仕入れてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は、前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、甲に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第18条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第19条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) この契約書及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (2) この契約の履行に関する乙又は乙の業務遂行責任者との協議又は調整
 - (3) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
 - 4 この契約書に定める乙の甲に対する書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
 - 5 甲が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(派遣元責任者)

- 第20条 乙は、業務の管理並びに運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する派遣元責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。派遣元責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 派遣元責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約単価及び契約期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
 - 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを派遣元責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(派遣元責任者等に対する措置請求)

- 第21条 甲は、派遣元責任者又は乙の使用人若しくは第17条第3項の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
 - 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告等)

- 第22条 乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行状況について甲に報告しな

なければならない。

- 2 乙は、この契約の履行に関し事故が生じたときは、直ちに甲に当該事故の状況を報告しなければならない。

(善管注意義務)

第23条 乙は、設計図書に定めるところにより、甲の施設その他甲の所有する物品等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(条件変更等)

第24条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、図面、仕様書等に対する質問回答書その他関係書類が互いに一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約期間、契約単価若しくは予定数量を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第25条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約期間、契約単価若しくは予定数量を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第26条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、契約期間、契約単価若しくは予定数量を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（乙の請求による契約期間の延長）

第27条 乙は、その責めに帰することができない事由により契約期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に対して、契約期間の延長を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、契約期間を延長しなければならない。甲は、その契約期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約単価について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（甲の請求による契約期間の短縮等）

第28条 甲は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、契約期間の短縮を請求することができる。

- 2 甲は、この契約書の他の条項の規定により契約期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する契約期間について、通常必要とされる契約期間に満たない契約期間への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約単価又は予定数量を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約期間の変更方法）

第29条 契約期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が、契約期間の変更事由が生じた日（第27条の場合にあっては甲が契約期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が契約期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（契約単価又は予定数量の変更方法等）

第30条 契約単価又は予定数量の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約単価又は予定数量の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約単価又は予定数量の変更)

第31条 契約期間内に特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ契約単価が著しく不適当となったときは、前条に定めるところにより、甲と乙とが協議の上契約単価又は予定数量を変更することができる。

(一般的損害)

第32条 業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第33条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを甲に知らせなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第34条 乙は、精算期間ごとの業務（以下「精算対象業務」という。）を完了したときは、設計図書に定めるところにより、当該精算対象業務を履行したことを証する必要な書類を提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該精算対象業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 乙は、当該精算対象業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置をとった上、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を当該精算対象業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(業務委託料の支払い)

第35条 乙は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、当該精算対象業務に相応する業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から30日以内に当該精算対象業務に相応する業務委託料を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項におい

て「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(甲の催告による解除権)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第8条に規定する業務遂行責任者を配置しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 乙がこの契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行をされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 第42条又は第43条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等関与に対する甲の解除権)

第38条 甲は、福岡県警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事

務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下この項において「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(暴対法第2条第6号に規定する者(構成員とみなされる場合を含む。))。以下この項において「構成員等」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (9) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が第1号から第8号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (10) 乙が、第1号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合(第9号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項第10号の規定により、下請契約等が解除されたことにより生じる当該契約当事者の損害その他同号の規定により甲が乙に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、乙が一切の責任を負うものとする。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第39条 第36条各号又は第37条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

(甲の損害賠償請求)

第40条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができないとき。

- (2) 第36条又は第37条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約期間内に完了することができなかった業務に相応する業務委託料につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）とする。
- 3 第1項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

（契約が解除された場合等の違約金）

- 第40条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、前条第1項の損害賠償に代えて、予定総額（契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更後の予定総額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第36条、第37条又は第38条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 4 第1項各号に定める場合（第2項の規定により同項各号が第1項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項各号の規定は適用しない。

（甲の任意解除権）

- 第41条 甲は、業務が完了するまでの間は、第36条、第37条及び第38条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の催告による解除権)

第42条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第43条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第25条の規定により設計図書を変更したため予定総額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 甲が、この契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条 第42条又は第43条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、この契約を解除することができない。

(乙の損害賠償請求)

第45条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第41条、第42条又は第43条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、第35条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)の遅延利息の支払いを甲に請求する。

(解除の効果)

第46条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第34条第2項の規定による検査に合格した業務に係る部分については、この限りでない。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、第34条第2項の規定による検査に合格していない業務のうち乙が既に業務を完了した部分があるときは、当該履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を乙に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14

日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約終了に伴う措置)

第47条 乙は、この契約が完了又は解除によって終了した場合において、甲からの貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、甲の指定した期間内に代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、この契約が完了又は解除によって終了した場合において、乙が使用した甲の施設（以下「使用施設」という。）に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（以下「物件等」という。）があるときは、物件等を撤去するとともに、使用施設を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、乙が正当な理由がなく、相当の期間内に物件等を撤去せず、又は使用施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって物件等を処分し、又は使用施設の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(談合等の不正行為に対する違約金)

第48条 乙が、次に掲げるいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、予定総額（契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更後の予定総額）の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該

当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、甲が当該超える額の支払いを請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に存続するものとする。
- 4 甲は、乙が第1項各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（虚偽書類提出等の不正行為に対する違約金）

- 第49条 乙は、虚偽の書類の提出等不正な手段により業務委託料の支払いを受けたときは、当該業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、甲に損害が生じた場合に、甲がその損害の賠償を別途請求することを妨げるものではない。
 - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に存続するものとする。
 - 4 甲は、乙が第1項に規定する場合に該当するときは、この契約を解除することができる。

（保険）

- 第50条 乙は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき、又は任意にこの契約の履行に関する保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

（相殺）

- 第51条 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と乙が甲に対して有する金銭債権とを相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

（福岡市契約事務規則等の遵守）

- 第52条 乙は、この契約書に定めるもののほか、福岡市契約事務規則（昭和39年福岡市規則第16号）その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

（規定外の事項）

- 第53条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された派遣業務（以下「派遣業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

また、派遣労働者にもこれらの遵守を徹底させなければならない。

2 定義

（1）個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（2）個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

（3）特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

（4）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（5）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（6）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（7）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、派遣業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせては

ならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に派遣業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業員を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・派遣業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、派遣業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業員の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で派遣業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、派遣業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、派遣業務以外の目的のために派遣業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、派遣業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、派遣業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再派遣の制限

受託者は、派遣業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを派遣してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に派遣する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 派遣業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、派遣業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における派遣業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。